

(案)

災害時におけるあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の 業務提供に関する協定書

三重県（以下「甲」という。）と一般社団法人三重県鍼灸師会（以下「乙」という。）及び一般社団法人三重県鍼灸マッサージ師会（以下「丙」という。）は、大規模な地震、風水害、その他の災害が発生した場合における業務の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

(定 義)

第1条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものであって、県内において発生したものをいう。
- 二 避難所 災害時に県内市町が設置した避難所をいう。
- 三 施術 あん摩、マッサージ若しくは指圧、はりまたはきゅう（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「法」という。）に規定された業務の範囲）をいう。

(目 的)

第2条 災害時に開設された避難所における県民または滞在者の避難所生活が長期に渡ると予見された場合において、乙及び丙が業務を提供するにあたり必要な事項を定めることにより、避難所における公衆衛生の向上と避難所生活における精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(業務の内容及び提供者)

第3条 乙及び丙が提供する業務の内容は次のとおりとする。

- 一 災害時の避難所における県民または滞在者に対する施術
 - 二 災害時の避難所における県民または滞在者に対する体調の自己管理や疾患予防等に関する健康指導
 - 三 避難所設置者及び避難所において活動する他の医療関係チームとの連絡調整
- 2 乙及び丙が編成し派遣する前項に規定する業務の提供者（以下「業務提供者」という。）は、法の規定に基づくあん摩マッサージ指圧師、はり師またはきゅう師の免許を有する者で、乙及び丙の会員とする。

(業務の提供を受けることができる者)

第4条 業務の提供を受けることができる者は、避難所に避難している県民または滞在者とする。

(連絡体制)

第5条 甲、乙及び丙は、業務の提供に関する連絡責任者をそれぞれ指定し、連絡責任者届（第1号様式）により相互に報告するものとする。

(案)

(要請の方法)

- 第6条 甲は、避難所設置者からの要請を受け、避難所において第3条第1項の業務を実施する必要があると認めるときは、乙及び丙に対して業務の提供に係る要請を行うものとする。
- 2 前項の要請は災害発生場所、日時及び概要を明らかにし、的確かつ迅速に行うものとする。
 - 3 乙及び丙は、第1項の要請を受け、業務提供を行う場合は、相互に調整のうえ、実施計画書(第2号様式)を策定し、これを甲に提出するものとする。ただし、状況により文書をもって提出するいとまがない場合は、乙及び丙は実施計画の連絡を口頭で行うことができる。
 - 4 前項ただし書きの規定により乙及び丙が実施計画を口頭で連絡した場合は、乙及び丙は実施計画書を後日甲に遅滞なく提出するものとする。
 - 5 甲は、必要と認めるときは、前項の実施計画書を避難所設置者に交付することができる。
 - 6 甲は、乙及び丙が迅速かつ円滑に業務が提供できるよう情報提供を行うとともに、避難所設置者、みえ災害ボランティア支援センター及び現地災害ボランティアセンターとの連絡調整等必要な支援を行うものとする。

(業務の提供)

- 第7条 乙及び丙は、第6条第1項の要請を受けた場合は、可能な限り人員等を調整し、業務提供者を避難所に派遣するものとする。
- 2 乙及び丙は、業務が完了したときは、実施報告書(第3号様式)により甲に報告するものとする。
 - 3 甲は、必要と認めるときは、前項の実施報告書を避難所設置者に交付することができる。

(指揮命令及び行動)

- 第8条 保健医療活動の総合調整を図るため、甲が行う業務提供者に対する要請は、乙及び丙の長を通じて行うものとする。
- 2 業務提供者は、避難所にあつては各避難所の設置者と連携し、各避難所の設置者の指示に従い行動するものとする。

(支援の経費)

- 第9条 乙及び丙の業務の提供に係る経費については、原則として乙及び丙が負担する。

(損害補償保険への加入)

- 第10条 乙及び丙は、第3条第1項の業務を実施するにあたり、乙及び丙の会員の災害補償及び第三者に対する損害補償に対応したボランティア保険に加入するよう努めるものとする。

(業務提供の限界)

- 第11条 乙及び丙は、協定書第6条の規定にかかわらず、災害が激甚であり、業務提供者となる者及びその家族の生命、財産に危害又はそのおそれがある場合は、業務の提供に係る連絡調整に応じられないこともある。

(案)

(協 議)

第12条 前各条に定めのない事項及びこの協定実施にあたって疑義を生じた場合には、甲、乙及び丙が協議のうえ定めるものとする。

(附 則)

- 1 この協定は、令和2年2月4日から適用する。
- 2 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定の日から令和3年2月3日までとする。
- 3 前項の協定期間の満了する1ヶ月前までに、甲、乙又は丙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に一年間協定期間が延長され、以下同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和2年2月4日

甲 津市広明町13番地
三重県
三重県知事 鈴木英敬

乙 津市栄町2丁目325番地
一般社団法人 三重県鍼灸師会
会 長 一見隆彦

丙 津市栄町2丁目325番地
一般社団法人 三重県鍼灸マッサージ師会
代表理事 島谷宏